

【法令名称】中華人民共和國公司法(2013年改正)
【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
【発布番号】主席令第8号
【発布日】2013.12.28
【実施日】2014.03.01
【時限性】現行有効
【効力等級】法律
【全文】

中華人民共和國主席令

(第八号)

『中華人民共和國海洋環境保護法』など七つの法律の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定は中華人民共和國第十二次全国人民代表大会常務委員会第六回會議にて2013年12月28日に可決されたことを、ここに公布する。

『中華人民共和國海洋環境保護法』など七つの法律の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定による「中華人民共和國海洋環境保護法」、「中華人民共和國藥品管理法」、「中華人民共和國計量法」、「中華人民共和國漁業法」、「中華人民共和國税関法」、「中華人民共和國タバコ専売法」の改正は、公布日から施行する。「中華人民共和國公司法」についての改正は2014年3月1日から施行する。

中華人民共和國主席 習近平

2013年12月28日

第十二次全国人民代表大会常務委員会第六回會議は以下の通り決定した。

.....(略)

七、「中華人民共和國公司法」についての改正

(一) 第七条第二項における「実際に払い込まれた資本」を削除する。

(二) 第二十三条第二号を「(二) 会社定款の規定に合致する全出資者が払込を引き受けた出資額を有する。」へと変更する。

(三) 第二十六条を「有限責任会社の登録資本は会社登記機関で登記した全出資者が払込を引き受けた出資額とする。」、「法律、行政法規及び国务院の決定で有限責任会社の登録資本の実際払込、登録資本最低限度額について別途規定がある場合は、その規定に従う。」へと変更する。

(四) 第二十七条第三項を削除する。

(五) 第二十九条を削除する。

(六) 第三十条を第二十九条とし、「出資者が会社定款で定めた出資全額を引き受けた後、全出資者が指定した代表又は共同委託した代理人が会社登記機関へ会社登記申請書、会社定款などの書類を提出し、設立登記を申請する。」へと変更する。

(七) 第三十三条第三項における「及びその出資額」を削除する。

(八) 第五十九条第一項を削除する。

(九) 第七十七条を第七十六条とし、且つその第二号を「(二) 会社定款の規定に合致する全発起人が払込を引き受けた株式資本総額又は募集した実際払込株式資本総額を有する」へと変更する。

(十) 第八十一条を第八十条とし、且つその第一項を「株式会社は発起設立方式で設立された場合、登録資本は会社登記機関で登記された全発起人が払込を引き受けた株式資本総額とする。発起人が払込を引き受けた株式が払い込まれるまでは、他者から株式を募集してはならない。」へと変更する。

第三項を「法律、行政法規及び国务院の決定で株式会社の登録資本の実際払込、登録資本最低限度額について別途規定がある場合は、その規定に従う。」へと変更する。

(十一)第八十四条を第八十三条とし、且つその第一項を「株式会社は発起設立方式で設立された場合、発起人は会社定款で定めた自己の払込を引き受けた株式を書面にて全額引き受けた上、会社定款の規定に基づき出資金を払い込まなければならない。非貨幣財産で出資する場合、法に従ってその財産権の移転手続きを行わなければならない。」へと変更する。

第三項を「発起人が会社定款で定めた出資全額を引き受けた後、董事会及び監事会を選挙しなければならず、董事会が会社登記機関へ会社定款及び法律、行政法規が定めるその他の書類を提出し、設立登記を申請する。」へと変更する。

(十二)第一百七十八条第三項を削除する。

なお、条文の順番について相応の調整を加えた。